

參考資料



参考資料

資料－1 検討体制

(1) 庁内策定委員会

庁内の意見収集や各種計画との整合を図る観点から検討委員会を組織しました。委員は以下のとおりです。

委員	企画室 管財室 危機管理室 子育て支援課 高齢者福祉課 産業振興室 都市整備室 土木室
開催時期と 主な議題	第1回：2022年12月19日（月）委員に向けた制度説明と現況整理 第2回：2023年3月27日（月）骨格構造、誘導区域 第3回：2023年8月17日（木）防災指針 第4回：2023年11月16日（木）今年度の検討内容、目標指標

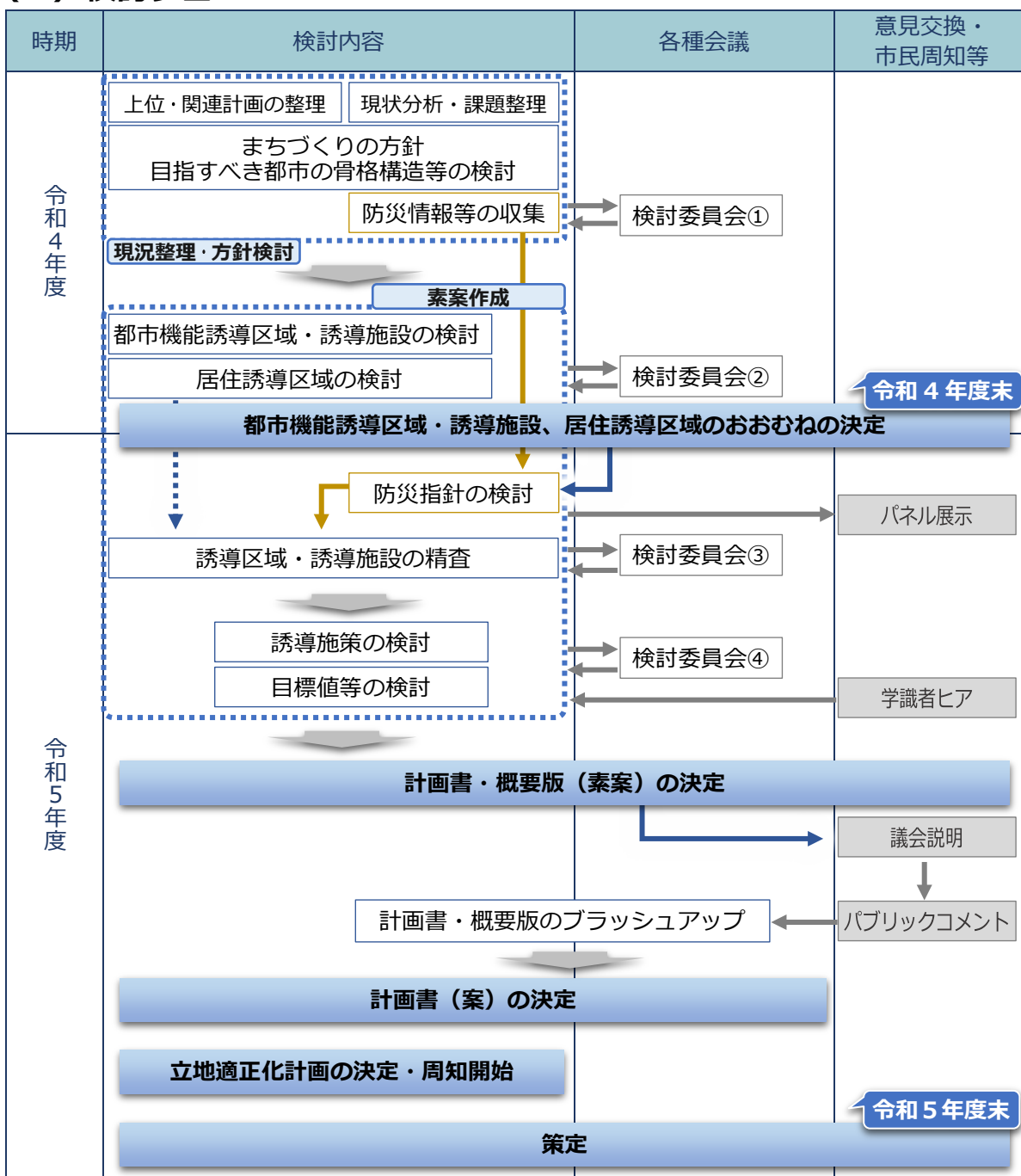
(2) 学識者ヒアリング

学識経験を有する方に素案を確認していただき、同時期に策定検討している地域公共交通計画との整合や本計画素案に対してご意見をいただきました。

学識者	日本大学 理工学部 交通システム工学科 菊池浩紀 助教
銚子市	都市整備課
開催時期と 主な議題	第1回：2023年12月6日（火）素案についての意見交換

資料-2 検討フロー

(1) 検討フロー



資料-3 市民周知及び意見収集

(1) オープンハウスの開催

実施期間	① イオンモール銚子2階しおさいプラザ 2023年6月14日(水)～6月18日(日) (6月17日(土)、18日(日)の10:30～16:00は説明者を付けて実施) ② 銚子市役所玄関前ロビー 2023年6月19日(月)～6月23日(金)
実施方法	・パネル展示及び簡易アンケートによるオープンハウス形式で実施。 (平日休日合わせて10日間行い、平日はパネル展示のみ実施、休日は現地にスタッフを配置し、来訪者に対し説明・意見収集を実施)
実施結果	・パネル展示期間 : 10日間 ・アンケート回答者 : 約143人(286枚)



(2) パブリックコメントの実施

実施期間	2024年1月29日(月)～2月13日(火)
実施方法	・ホームページ上及び市役所ほか出張所などに計画案を示し、意見提出書を提出していただく形で実施 【市役所総合受付、都市整備室、公正図書館、市民センター、豊里・豊岡出張所】 ・合わせてイオンモール銚子しおさいプラザと市役所玄関ロビーにてパネル展示を実施
実施結果	・提出があった意見数：2名(8件)

資料-4 銚子市都市計画審議会諮問・答申

銚都第441号
令和6年2月28日

銚子市都市計画審議会会長 様

銚子市長 越川 信一

銚子市立地適正化計画の策定について（諮問）

このことについて、都市計画法第18条の2の規定に基づき、別紙のとおり策定いたしました。貴審議会に諮問いたします。

銚都審第1号
令和6年3月26日

銚子市長 越川 信一 様

銚子市都市計画審議会
会長 木村 栄宏

銚子市立地適正化計画の策定について（答申）

令和6年2月28日付け銚都第441号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、適切なものと認めます。

なお、本計画の推進にあたっては、次のことに十分な配慮を望みます。

1. 目標指標の各方針（居住誘導、都市機能誘導、公共交通、防災）に基づいた取組の推進とともに、施策の一層の具体化を図り、本計画の実現に努めること。
2. 本計画の推進に際し、本市の地域産業を活かした具体的な取組を進めること。
3. 急激な人口減少・少子高齢者が進展するなか、将来を見据え、地域産業の担い手となる外国人が住みやすい居住環境の整備や流入人口の増加対策なども踏まえた持続可能なまちづくりの推進に努めること。
4. 防災・減災に配慮したまちづくりを進めること。
5. 本計画の推進にあたっては、地域公共交通計画をはじめ関連する各種計画との連携・調和を図ること。

以上

資料-4 用語集

あ 行

インフラ

インフラストラクチャーの略で、道路・鉄道・港湾・ダム・上下水道・通信施設など、公共の福祉のための基盤となる施設のこと。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

SUV

SUVとはスポーツ用多目的車（Sports Utility Vehicle スポーツユーティリティビークル）の略称。スポーツやレジャーに適した装備を持った利便性の高い車両で、ふだん使いからレジャーまで幅広く使うことができる。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地等、建築物によって覆われていない土地の総称。

か 行

街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質を変更する行為。

合併処理浄化槽

台所や風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽のこと。人口密度の比較的低い地域では公共下水道と比べて設置費が安く、短期間で設置できるため投資効果が確保しやすい。

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水時の河岸侵食が発生するおそれがある範囲において、河岸が侵食されることにより、家屋の基礎を支える地盤が流失し、家屋本体の構造に依らず倒壊・流出のおそれがある区域。

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流が発生するおそれがある範囲において、河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域。

基幹的公共交通

1日あたり30本以上の運行頻度（おおむねピーク時片道3本以上に相当）の鉄道路線及びバス路線。

急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れにより相当数の居住者等に危険が生じるおそれのある土地のうち、がけ崩れを誘発・助長するおそれのある行為の制限や、必要な施設を設置することを目的として都道府県知事が指定する土地の区域。

共助

災害時に、まず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合うこと。また、災害時に円滑に助け合いができるよう、日常から地域での助け合いについて備えること。

行政支所機能

市民の方の利便性を図るために、各地に設置された行政機能のこと。

行政中枢機能

市民向けサービス機能等の行政機能を持つ施設のこと。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住の誘導を図る区域。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

計画規模（降雨）

河川の流域の大きさや想定される被害の大きさを考慮して定める、河川整備において基本となる降雨で発生確率が100年から200年に1回程度の降雨。

建築等行為

建築物の建築又は建築物の用途を変更する行為。

公共施設等総合管理計画

地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。

交通の結節点

鉄道やバス、タクシー等の複数の交通機関が集まり、相互乗換えや連絡等が円滑に行える場所のこと。

公的不動産

国、地方公共団体等が所有する不動産。

コミュニティ・プラント

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って設置され、管路によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設をいい、管路施設、水処理設備及び脱臭設備等の附属設備から構成される。

公有水面埋立法

公有水面は、公共用財産であり、国民共有の財産である。公有水面埋立法は、この公有水面の公用を廃止して特定の者に埋立てを行う権能（埋立権）を与え、造成された埋立地の所有権を付与する制度を定めた法律である。

交流人口

その地域に観光等で訪れた人のこと。

高齢化率

65歳以上の人口割合や人口比率を指すもの。

国勢調査

日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われるもの。

国立社会保障・人口問題研究所

人口や世帯の動向、社会保障についての研究を行う厚生労働省に所属する国立の研究機関。

さ行

自助

自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、自発的に自身の生活課題を解決する力。

指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に緊急的に避難する施設または場所。

指定避難所

被災者の住宅に危険が予想される場合や住宅が倒壊した場合など、生活の場が失われた場合に一時的な生活の本拠地として宿泊滞在するための施設。

集合処理

いくつかの発生源の排水を管渠でまとめて処理するもので、下水道や農業集落排水施設がこれにあたる。

浸水継続時間

降雨による河川の氾濫が発生した際に、浸水深0.5m以上が継続する時間。

浸水深

洪水や内水氾濫によって水で覆われることを浸水といい、その深さ（浸水域の地面から水面までの高さ）。

浸水想定区域（計画規模）

計画規模の降雨により浸水が想定される区域。

浸水想定区域（想定最大規模）

想定最大規模の降雨により浸水が想定される区域。

水災害の被害指標分析の手引き

近年の水害被害の状況を踏まえ、今後の治水事業をより効果的・効率的に進めるために、重要と考えられる評価項目のうち定量化が可能な項目についてはその推計手法、定量化が困難な項目については定性的な記述手法をとりまとめたもの。

水郷筑波国立公園

水郷（霞ヶ浦や北浦、与田浦）と利根川河口に連なる犬吠埼一帯が公園の区域。湖沼や河川、水路などと、それらに架かる多くの橋や集落などがおりなす田園風景からなる独特の水郷景観が特徴。

総合計画

自治体の全てのまちづくりの基本となる最も上位に位置づけられた計画のことで、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成され、まちづくりを行う住民と行政の指針となるもの。

想定最大規模（降雨）

現時点の技術により、当該地域において想定される最大規模の降雨で発生確率が、1,000年に1回程度の降雨。

た 行

宅地開発事業

主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更に関する事業。

ため池浸水想定区域

満水状態のため池が決壊し、ため池すべての水が直ちに下流へ流出した場合の浸水想定区域。

地域公共交通計画

地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域にとって望ましい公共交通ネットワークの姿を明らかにし、「まちづくりの取組との連携・整合」を確保する、地域公共交通のマスタープランとしての役割を果たすもの。

地域防災力

「自助」と自主防災組織、消防団、水防団等による「共助」と地方公共団体、国等の「公助」を含めた総合的な地域の防災体制・能力。

地区計画

都市計画法に基づき、良好な都市環境の整備と保全を図るため、地域のまちづくりの目標に合わせて公共施設の配置や建築の規制等を行いながら、地域の特性に応じたまちづくりを誘導するための制度。

地形地物

道路、鉄道、河川、水路等の土地の範囲を明示するのに適当なもの。

千葉県立九十九里自然公園

北の旭市刑部岬から南のいすみ市太東岬までの弓状に湾曲した九十九里浜、雄蛇ヶ池、洞庭湖が公園の区域。弓状に湾曲した約60キロの砂浜がありなす海岸景観が特徴で、海水浴場や、サーフィンに利用されている。

千葉県毎月常住人口調査

県内に常住する人口の動態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とし、市町村において住民基本台帳法に基づき住民票に記載され、又は住民票を削除された者について行う調査。

津波浸水想定区域

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」が沿岸に到達した場合の浸水想定区域。

津波避難ビル

津波から地域住民等が一時避難・退避等の避難行動を行うための施設（人工構造物に限る）のことを示す。

低未利用地

周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い「低利用地」と、適正な利用が図られるべき土地において、長期間にわたって利用されていない「未利用地」の総称。更地や空き家・空き店舗、資材置き場、駐車場など。

都市機能増進施設

医療・福祉・商業その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な機能を持つ施設のこと。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市基盤

都市活動を支える道路、公園、上下水道などの施設の総称のこと。近年では、情報・通信網なども重要な都市基盤として位置づけられている。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、市街地開発に関する計画。

都市計画運用指針

国土交通省が、都市計画制度の運用に当たっての原則的な考え方について、地方公共団体に示した指針。

都市計画基礎調査

都市計画法に基づき、おおむね5年ごとに、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現状及び将来の見通しを把握し、都市計画の運用を行うための基礎調査。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

徒歩圏

一般的な徒歩圏は半径 800m、バス停は誘致距離を考慮し半径 300mの圏域。

都市計画区域

都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発し、保全する必要がある区域。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法に基づき、一の市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主として、県が定める方針。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に規定した手続きによって定める道路であり、交通機能に着目して、「自動車専用道路」「幹線街路」「区画街路」「特殊街路」の 4 種類に区分される。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、市町村が定める市町村の都市計画に関する基本的な方針。

都市構造の評価に関するハンドブック

コンパクトなまちづくりに向けた取組を支援する参考図書として、国土交通省が策定したもの。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化および都市の居住環境の向上などを目的に平成 14 年に制定された法律。その後、平成 26 年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となった。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。

土砂災害

山やがけがくずれたり、くずれた土砂が雨水や川の水と混じって流れてきたりすることによって人命が奪われたり、建物を押しつぶしたりする災害のことである。大雨、地震、火山の噴火などがきっかけで発生する。土砂災害は、大きく「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」の 3 つに分類することができる。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法による土地の区画形質の変更と、道路、公園、広場等の公共施設の整備を行う事業。

な 行

年少人口率

年齢 15 歳未満の人口割合や人口比率を指すもの。

は 行

パーソントリップ調査

一定の地域における人の動きを調べ、交通手段の実態を把握する調査。

ハード・ソフト対策

施設の整備・耐震化、代替施設の確保等を「ハード対策」といい、訓練・防災教育、国土利用の見直し等を「ソフト対策」という。

風致公園

主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する。

風致地区

都市の自然のありさまを保存し維持するために、自然の美しさをそこなう行為などを規制している地域。

避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設である。

PDCA サイクル

「Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法のひとつ。

福祉避難所

要配慮者のために特別の配慮がされている避難所で、市町村が福祉避難所として指定したものを。

ま 行

メッシュ

地図上において、位置特定を補助したり、比較・分析するために、同一サイズの四角形で区切り格子状にしたもの。

や 行

誘導施設

都市機能誘導区域ごとに立地を誘導する、都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な機能を持つ施設。

用途地域

都市計画法に基づき、地域の特性に応じて、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ等を規制することにより、居住地の保護や商業・工業等の都市機能の維持増進を図り、都市のあるべき土地利用を実現するために定める地域。

目指すべき市街地に応じて用途別に分類される13種類の都市計画の総称。

要配慮者

高齢者、障がい者、傷病者など防災上の配慮を要する者。

ら 行

立地適正化計画作成の手引き

コンパクトシティ形成推進のための立地適正化計画の作成を支援する観点から、当該計画の作成手順や留意点などをとりまとめたもの。

リノベーション

既存建物を大規模に改装し、用途変更や機能の高度化を図り、建築物に新しい価値を加えること。



銚子市立地適正化計画
令和6年3月

銚子市 都市整備課 都市整備室
〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1
TEL : 0479-24-8945 FAX : 0479-22-3466



銚子市

立地適正化
計画